

2018年11月1日

三田市長
森 哲男 様

部落解放三田市民共闘会
議長 大西 一

「三田市障害者虐待に係る対応検証委員会」 報告書の提言実現に向けた要望書

時下 ますますご清祥のことと存じます。日ごろは、人権が確立された三田の街づくりに取り組んでおられますことに敬意を表しますとともに、部落解放三田市民共闘会議に対しましてご指導、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、ご承知の通り、インターネット上の差別の氾濫など人権を軽視する風潮が高まる中で、「部落差別解消推進法」「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ対策法」という人権にかかわる法律が一昨年相次いで成立され、差別の現実の上に立った行政施策が求められております。

三田市においても、インターネット上の人権侵害に関するモニタリングや市民への啓発活動等に取り組み、本年7月には「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」が施行されております。条例の中には「ここに、市民、事業者、行政が共に知恵と力を出し合い、障害を理由とする差別の解消に取り組むことを宣言し、障害のある人もない人も自分らしく、自立と社会参加を実現できる共生のまち三田市を実現するため、この条例を制定します。」と明記されております。

しかしながら、本年1月に知的障がい者を20数年間檻に監禁するという事件が発見され、マスコミ等でも大きく取り上げられております。三田市は①1月18日に虐待の事実を把握しておきながら被虐待者の保護を1月22日まで行わなかった事実、②1月18日に実態を把握してから2月21日に至るまで警察への相談を行わなかった事実、③平成3年(1991年)6月に被虐待者の一家が三田市に転入してきてから長期間支援が行われなかった事実、の事項に関して、事実の要因及び問題の所在を明らかにするとともに、今後のあり方について一定の方向性を示すために、第三者による「三田市障害者虐待に係る対応検証委員会」を発足させ、9月20日に検証報告書が三田市長に提出されました。

私たち部落解放三田市民共闘会議は、今回の事件は障がい者差別の氷山の一角であり、報告書の中でも指摘されているように「障がい者だから仕方がない」という思いは私たち一人一人に内在しているのではないかという事実を痛感し、差別の現実に向き合いながら取り組んでいかなければならないと決意しております。

三田市長は「検証結果を受けた施策・体制の整備については、できることから、また効果的な施策等優先順位をつけて対応していきたい。」とコメントを公表されております。私たちは行政の皆さんと協働で、第三者委員会による検証報告書の提言を誠実に実行していくことが重要であり、真の共生社会の実現につながるものと考えております。

つきましては、下記の通り三田市に対し要望いたします。

記

- (1) 第三者委員会検証報告では「本人の立場に立った対応ができなかった。」「障害者基本法の本旨に即し、本人主体の視点を今一度確認すべきである。」と指摘されている提言を受け、三田市がどのように取り組まれていくのかについて明らかにされたい。
- (2) 提言に基づき施策を進めるうえで、まず三田市における障がい者のおかれている実態把握をすることが重要です。そのために、市内の障害者施設への聞き取りなど、障がい者の実態調査を行われたい。
- (3) 「職員の研修」、「市民への啓発活動を継続して行うこと」、「障がい者施設等での職員の研修」について、人権の視点に立った取り組みが必要と提言で指摘されています。三田市ではどのように進めていくのか明らかにされたい。

以上の事項について、12月中旬までに部落解放三田市民共闘会議との話し合いの場を設定し、回答をお願いいたします。

連絡担当者 部落解放三田市民共闘会議事務局長

携帯番号